

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年7月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名

2. 出席委員 17名にしてその氏名は次のとおり

1番 沼部 清伸	2番 高橋 誠一	3番 高橋 善一
4番 船山 利美	5番 安達 芳紀	6番 小野 博
7番 遠藤 敬一	8番 佐藤 一志	9番 浅野 厚司
10番 高橋 隆	11番 錦郡 昌之	12番 島崎 栄一
13番 大河原 清	14番 大武 伸彦	15番 峠田 一徳
16番 本間 仁一	17番 黒澤 ちよ子	

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 小関 宏司  
同 上 事務局補佐 大坂 登啓  
同 上 振興係長 嶋貫 幹子

4. 付議事件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第10号	南陽市認定農業者の認定について
日程第5	議第32号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6	議第33号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7	議第34号	非農地証明願に対する可否について
日程第8	議第35号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第9	議第36号	南陽市空き家に付属した農地の別段面積の決定について

5. 会議の要領  
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後2時00分）

平成30年7月18日南農委告示第7号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は17名全員であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

11番錦郡昌之委員、12番島崎栄一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 11番 錦郡 昌之 委員  
12番 島崎 栄一 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第10号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第10号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成30年6月26日付け農第250号で南陽市長から本委員会に対し6月25日付けで3件、7月1日付けで2件、7月2日付けで3件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので、報第10号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長）

次に日程第5議第32号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由について事務局長にいたさせます。

- 小関事務局長           ただ今上程されました議第32号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
 本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、貸借権の設定が1件の許可申請があったのでご提案するものであります。  
 農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長）       ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐       1番につきましては、■■■■が■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲畑 1,563㎡を新規の1年契約で7月31日支払金納となっております。
- 議長（沼部会長）       ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。
- 議長（沼部会長）       議第32号の現地調査について、2番高橋誠一委員より報告をお願いいたします。
- 2番  
 （高橋誠一委員）       申請地は全てが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長）       本案件について、質疑、意見を求めます。
- 議長（沼部会長）       ……なしの声……  
 なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
 本案件について表決いたします。  
 お諮りいたします。  
 ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長）       ……全員挙手……  
 許可することが全員と認めます。  
 よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長）       次に日程第6議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。  
 提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長           ただ今上程されました議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
 本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し1件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
 関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲外1筆 田 合計 221.29 m<sup>2</sup>を所有権移転し、一般住宅を建築するために申請があったものです。  
　当該地は、農地区分は第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（沼部会長） 　ここで現地確認について2番高橋誠一委員より報告をお願いします。

2番  
（高橋誠一委員） 　7月18日に、私と、黒澤ちよ子委員、大坂事務局長補佐の3名で、5条1件の現地調査を行ってまいりました。  
　現地確認の際、山砂が敷かれておりましたので、事前着工とならないように、事務局を通じて指導したことを報告いたします。

議長（沼部会長） 　本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長） 　………なしの声………  
　なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
　本案件について表決いたします。  
　お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） 　………全員挙手………  
　許可相当の意見を付することが全員と認めます。  
　よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 　次に日程第7議第34号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
　提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました議第34号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
　本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。  
　事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲外1筆 登記地目が 畑 合計 1,010 m<sup>2</sup> が、昭和26年に住宅、昭和40年頃物置を建築し、現在に至っているものです。

議長（沼部会長）　　ここで、議第34号の現地確認について、17番黒澤ちよ子委員より報告をお願いします。

17番  
（黒澤ちよ子委員）　　7月18日に私と高橋誠一委員、大坂事務局長補佐の3名で現地を確認して参りました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長）　　本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）　　…………なしの声…………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長）　　…………全員挙手…………  
全員と認めます。  
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長（沼部会長）　　次に日程第8議第35号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長　　ただ今上程されました議第30号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は平成30年7月11日付け農第298号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、1件の賃借権設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。  
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）　　ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長　　1番でございますが、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、1,851㎡ 外1筆 合計3,401㎡を 再設定の5年契約で、金納となっております。  
今回は、賃貸借の期限が平成30年4月30日までであり、その時点では相続未登記であったため、契約更新できませんでした。この度、相続登記が終了したことと、継続して耕作していることもあり、7月にはなりましたが、提出されたものでございます。

議長（沼部会長）　　これより本案件について質疑意見を求めます。

…………なしの声…………

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
- 議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手……………  
決定することが全員と認めます。  
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第36号「南陽市空き家に付属した農地の別段面積の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第36号「南陽市空き家に付属した農地の別段面積の決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条第2項第5号に定める別段面積を設定したいので、提案するものであります。  
ご審議のうえ、空き家に付属した農地の別段面積を決定くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 この案件につきましては、4月と6月の農地専門委員会で案を作成し、7月11日の運営委員会で承認いただいたものです。なお、農地法第3条第2項第5号の下限面積の特例的に空き家に付属した農地に限定して別段面積を0.1aにするものです。
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- 7番  
（遠藤敬一委員）  
大坂事務局長補佐 近隣市町村の下限面積はどのようになっていますか。  
農家要件である下限面積は3000㎡で、それですと米沢と高島が3000㎡、川西が5000㎡です。今回は、空き家に付属した農地の特例的な下限面積になります。これは近隣ではまだ例がなく、天童で0.1aとなっています。尾花沢でもやっています。
- 議長（沼部会長） 他に質疑意見はありませんか。  
……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、別段面積を設定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………  
議長（沼部会長） 設定を妥当とすることが全員と認めます。  
よって本案については、設定することが妥当であることに決しました。

議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成30年7月18日付け南農委告示第7号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。  
(閉会：ときに午後2時19分)